

# 指定短期入所生活介護運営規程

社会福祉法人成和会

特別養護老人ホーム 菊水苑

## 指定短期入所生活介護運営規程

(目的及び基本方針)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人成和会が運営する指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム菊水苑（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、円滑で適正な指定短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。
- 2 事業所は、居宅サービス計画に基づき、可能な限り入浴、排泄、食事の介護、相談及び助言、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。
- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定短期入所生活介護サービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第2条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 特別養護老人ホーム菊水苑  
(2) 事業所の所在地 大阪府南河内郡河南町大字加納元南17番地

(利用定員)

第3条 事業所の利用定員は13名とする。なお、当該事業と一体的に指定介護予防短期入所生活介護を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が、当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(職員の区分及び定数)

第4条 事業所に次の職員を置く。

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 施設長（管理者） | 1名          |
| (2) 事務員      | 2名          |
| (3) 生活相談員    | 1名          |
| (4) 介護職員     | 28名以上（常勤換算） |
| (5) 看護職員     | 3名以上（常勤換算）  |
| (6) 機能訓練指導員  | 1名          |
| (7) 介護支援専門員  | 1名          |
| (8) 医師（非常勤）  | 3名          |
| (9) 管理栄養士    | 1名          |
| (10) 調理員等    | 業者委託        |

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員をおくことができる。

(職務)

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者）  
事業所の業務を統括する。施設長に事故あるときは事務長が施設長の職務を代行する
- (2) 事務員  
事業所の庶務及び会計事務に従事する。
- (3) 生活相談員  
利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。
- (4) 介護職員  
利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
- (5) 看護職員  
利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。
- (6) 機能訓練指導員  
利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
- (7) 介護支援専門員  
利用者の介護支援に関する業務に従事する。
- (8) 医師  
利用者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
- (9) 栄養士  
給食管理、利用者の栄養指導に従事する。
- (10) 調理員等  
給食調理及びその附属業務に従事する。

2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長（管理者）が別に定める。

（利用料等）

第6条 指定短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 事業所は前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける。

- (1) 食事の提供に要する費用
 

朝食	400円/回	昼食	600円/回
夕食	600円/回		
- (2) 滞在に要する費用
 

多床室	915円/日	従来型個室	1,231円/日
-----	--------	-------	----------
- (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費（別途消費税要）
- (4) 喫茶代 100円～200円/杯
- (5) 第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第83条の6の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と第1号又は第2号に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低いほうの額とする。
- (6) 事業所は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ

利用者又は家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。

(7) 利用料の支払いは、現金又は口座振替により、指定期日までに受ける。

4 事業所は、前項に定める利用料について、経済状況に著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者又は家族に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

(入 所)

第7条 事業所の利用対象者は、介護保険法に基づく要介護1～5で、病状が安定しており、入院治療を必要としないが看護、介護が必要な被保険者とする。

(送迎地域)

第8条 送迎地域は、河南町・千早赤阪村・太子町・富田林市・河内長野市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 事業所の利用にあたり利用者は、次の事項を守るものとする。

- (1) 常に居室を整理整頓し、周囲に不快感を与えないこと。
- (2) 火気の取扱いに注意し、自炊、寝たばこをしないこと。
- (3) 無断で飲酒し、または薬物を飲まないこと。
- (4) 無断で外出、外泊しないこと。
- (5) 備え付け物品、貸与物品は大切に取扱い、無断で移動したり、形状を変えないこと。
- (6) テレビ・ラジオ等の音量は他人の迷惑にならない程度に調整し、夜間はなるべくイヤホンを使用すること。
- (7) 食事は必ず指定の場所で行い、無断で外部から飲食物を事業所内に持ち込まないこと。
- (8) 事業所内では一切の宗教活動、政治活動を行わないこと。
- (9) 事業所内では許可なく文章の配布、掲示等をしてはならない。
- (10) 金銭の貸借や、他人の保証など利用者間で問題を起こすような行為をしないこと。
- (11) 喧嘩口論はもとより、他人を中傷し、または扇動するような行為をしないこと。
- (12) その他、必要に応じて職員の指示に従うこと。

2 施設長(管理者)は前号の他、管理上必要と認める場合は、その都度定めるものとする。

(介 護)

第10条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。

2 事業所は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。  
入浴日は毎週 月曜日から土曜日

3 事業所は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

4 事業所は、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に随時取り替える。

5 事業所は、利用者に対し、前各号に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

6 事業所は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。

7 事業所は、利用者の負担により、当該事業所の職員以外の者による介護を受けさせない。

(緊急やむを得ず身体拘束等を行う際の手続き)

第 11 条 事業所は、指定サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 事業所は、前項の身体的拘束を行う場合には、次の手続きにより行う。

- (1) 身体拘束適正化委員会を設置する。
- (2) 身体拘束適正化の為の職員研修の実施する。
  - ①身体拘束適正化の為の研修(年2回)実施
  - ②新任者に対する身体拘束適正化・改善の為の研修の実施
- (3) 身体的拘束の報告方法等の方策。
  - ①身体的拘束の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、身体的拘束について施設長へ報告すること。
  - ②身体拘束適正化委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。
  - ③報告された事例を及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
  - ④適正化策を講じた後に、その結果について評価すること。
- (4) 身体的拘束発生時の対応に関する基本方針
  - ①カンファレンスの実施
  - ②利用者本人や家族に対しての説明
  - ③記録と再検討
  - ④身体拘束の解除

(食事の提供)

第 12 条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。

- (1) 朝食 午前7時30分から
- (2) 昼食 午後0時00分から
- (3) 夕食 午後6時00分から

2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める

(相談・援助)

第 13 条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対しその相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う

(機能訓練)

第 14 条 事業所は、利用者に対し、介護計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第 15 条 事業所の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

2 事業所の医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する健康手帳を有しない者に付いてはこの限りではない。

- 3 事業所は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

(勤務体制の確保等)

第 16 条 事業所は、利用者に適切な指定短期入所生活介護サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

- 2 事業所は、当該施設の職員によって指定短期入所生活介護サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 事業所は、職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

(緊急時等の対応)

第 17 条 事業所は、現に指定短期入所生活介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第 18 条 利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族、居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 19 条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年 2 回以上実施する。

- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

(業務継続計画に関する事項)

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する為、非常時の体制で早期の業務再開を図る計画（業務継続計画）を策定する。
- 2 感染症や非常災害の発生時において、業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 3 従業者に対する業務継続計画についての研修の実施。

(衛生管理等)

第 20 条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。又、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を行う。

(重要事項の掲示)

第 21 条 事業所は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第 22 条 事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。又、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

2 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により利用者の同意を得る

(苦情処理)

第 23 条 事業所は、その提供した指定短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、その提供した指定短期入所生活介護サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 事業所は、その提供した指定短期入所生活介護サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第 24 条 事業所は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(法令との関係)

第 25 条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日 改訂する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日 改訂する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日 改訂する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日 改訂する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日 改訂する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日 改訂する。